

包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）

第1条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料（*1）を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通約款（*2）第5条（保険責任の始期および終期）(5)の規定および普通約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

（*1）保険証券記載の暫定保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

（*2）海外旅行保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条（通知）

- (1) 保険契約者は、通知日（*1）までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなします。

$$\frac{\text{各被保険者の保険金額}}{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額}} \times \begin{cases} \text{遅滞または脱漏の生じた通知日（*1）以前に実際に行われた通知に基づく第4条（確定保険料）の確定保険料の合計額} \\ \text{遅滞または脱漏の生じた通知日（*1）以前に遅滞および脱漏がなかった場合の第4条の確定保険料の合計額} \end{cases}$$

(3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。

(4) (2)の規定は、当会社が、(2)の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日（*1）から5年を経過した場合には適用しません。

（*1）保険証券記載の通知日をいいます。

第4条（確定保険料）

(1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料（*1）と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

(2) 保険期間の中途中で毎月の確定保険料（*1）の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。

(3) 保険契約者が(2)の規定による追加暫定保険料の支払を怠った場合（*2）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (2)の規定による追加暫定保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（*1）第3条（通知）(1)の通知に基づく確定保険料をいいます。

（*2）当会社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。